

福岡県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について 新旧対照表

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>八の二 <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九～二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>二十四の七～二十四の十五 （略）</p> <p>二十四の十六 <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十四の十六の二～三十三 （略）</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>八の二 <b>漁港漁場整備法</b>（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九～二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 <b>漁港漁場整備法</b>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>二十四の七～二十四の十五 （略）</p> <p>二十四の十六 <b>漁港漁場整備法</b>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十四の十六の二～三十三 （略）</p>

福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第十二条 条例第十六条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号の定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b> 昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法<b>第六十六条</b>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(8)～(33)（略）</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>二〇十四（略）</p> <p>（特別地区内の許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十五条 条例第十六条第九項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法<b>第六十六条</b>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>へ <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ト～ク（略）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水</p>	<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第十二条 条例第十六条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号の定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <b>漁港漁場整備法</b>（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法<b>第四十条</b>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(8)～(33)（略）</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>二〇十四（略）</p> <p>（特別地区内の許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十五条 条例第十六条第九項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ <b>漁港漁場整備法</b>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法<b>第四十条</b>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>へ <b>漁港漁場整備法</b>第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ト～ク（略）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水</p>

福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの イ〜へ（略） ト <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 チ〜ル（略） 十一〜十三（略）</p>	<p>設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの イ〜へ（略） ト <u>漁港漁場整備法</u>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 チ〜ル（略） 十一〜十三（略）</p>

福岡県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十五年福岡県規則第五十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（届出等を要しない行為）</p> <p>第七条 条例第七条第四項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する漁港区域内において実施する漁港環境整備事業又は漁業集落環境整備事業の執行に係る行為</p> <p>二～四 （略）</p> <p>第八条 条例第七条第四項第五号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設又は同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条第一項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>十～四十六 （略）</p>	<p>（届出等を要しない行為）</p> <p>第七条 条例第七条第四項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する漁港区域内において実施する漁港環境整備事業又は漁業集落環境整備事業の執行に係る行為</p> <p>二～四 （略）</p> <p>第八条 条例第七条第四項第五号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設又は同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 漁港漁場整備法第三十四条第一項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>十～四十六 （略）</p>

様式第2号(第5条関係)

設置場所の土地利用に係る規制確認書

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_  
施設の種類

設置場所の土地利用に係る関係法令等の規制内容等			
関係法令	規制内容	規制に対する対応	確認先及び確認年月日
国土利用計画法			
都市計画法			
(中略)			
森林法			
漁港及び漁場の整備等に関する法律			
河川法			
海岸法			
(中略)			
その他( )			

※ その他の欄には、上表に掲げる法律、県の条例以外の土地利用規制に係る法律、県の条例又は市町村の条例名等を記載すること。  
 ※ 必要に応じ、欄を追加して記載すること。

改正案

様式第2号(第5条関係)

設置場所の土地利用に係る規制確認書

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_  
施設の種類

設置場所の土地利用に係る関係法令等の規制内容等			
関係法令	規制内容	規制に対する対応	確認先及び確認年月日
国土利用計画法			
都市計画法			
(中略)			
森林法			
漁港漁場整備法			
河川法			
海岸法			
(中略)			
その他( )			

※ その他の欄には、上表に掲げる法律、県の条例以外の土地利用規制に係る法律、県の条例又は市町村の条例名等を記載すること。  
 ※ 必要に応じ、欄を追加して記載すること。

現行

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第五十八号）（第五条関係）

改正案

現行

（捕獲等の禁止の適用除外）

（捕獲等の禁止の適用除外）

第六条 条例第十三条第三号で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

第六条 条例第十三条第三号で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

一～三（略）

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

イ・ロ（略）

イ・ロ（略）

ハ **漁港及び漁場の整備等に関する法律**（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は**同法第六十六条**の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ハ **漁港漁場整備法**（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は**同法第四十条**の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ **漁港及び漁場の整備等に関する法律**第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ニ **漁港漁場整備法**第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ～ク（略）

ホ～ク（略）

（管理地区内における許可を要しない行為）

（管理地区内における許可を要しない行為）

第十七条 条例第二十六条第九項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

第十七条 条例第二十六条第九項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ヘ（略）

イ～ヘ（略）

ト **漁港及び漁場の整備等に関する法律**第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に**同法第六十六条**の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて**条例第二十六条**第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（**条例第四十八条**第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ト **漁港漁場整備法**第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に**同法第四十条**の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて**条例第二十六条**第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（**条例第四十八条**第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

チ **漁港及び漁場の整備等に関する法律**第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

チ **漁港漁場整備法**第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ・ヌ（略）

リ・ヌ（略）

ル **漁港及び漁場の整備等に関する法律**第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の

ル **漁港漁場整備法**第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁

改正案	現行
<p>造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヲクア（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ハクチ（略）</p> <p>ハク十一（略）</p> <p>（監視地区内における届出を要しない行為）</p> <p>第二十四条 条例第二十八条第六項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法<b>第六十</b><b>六</b>条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十八条第一項の規定による届出をして設置されたもの（条例第四十八条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ニ〇リ（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（国等に関する協議の適用除外等）</p> <p>第三十一条 条例第四十八条第二項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 条例第二十六条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの</p>	<p>場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヲクア（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <b>漁港漁場整備法</b>第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ハクチ（略）</p> <p>ハク十一（略）</p> <p>（監視地区内における届出を要しない行為）</p> <p>第二十四条 条例第二十八条第六項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <b>漁港漁場整備法</b>第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法<b>第四十</b><b>四</b>条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十八条第一項の規定による届出をして設置されたもの（条例第四十八条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ニ〇リ（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（国等に関する協議の適用除外等）</p> <p>第三十一条 条例第四十八条第二項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 条例第二十六条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの</p>

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第五十八号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第五条に規定する漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>二～へ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>漁港漁場整備法</u>第五条に規定する漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>二～へ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>